

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

### 奈良県人事委員会規則第十七号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「特別支援学校の小学部」を「義務教育学校、特別支援学校の小学部」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。